

る意味不ある。諸君も於ても金々解雇者が會社と縁切りの事々と思つて諸君より握案するも、生費の間違を生ずる事々なり。

中畑氏

自分もそれと近い事を考へて居るが、其の標は彼等は熱を挙げける許り不友愛會の解散する迄やる標なことを云ふて居る。生費を吾々が考へる。茲に金額は二万五千円支出して貰ひたいと思ふが、百拾六名の解雇者、かゝり他に行く者等を差控へても善業が分子を集める事は差當り今の解雇者の向板の始末をせねばならぬ苦の爲め、は大分金が要る。

山崎氏

不都合解雇人は手當金をやらぬ事が職工規定の原則に成つて居るのだから善通の解雇よりも多くなる標は工場をやめる時は皆騒いで出る標もなつて、こゝへは盡さないだらう。

休田氏

友愛會として考へなくて會社として考へる事が肝要だ。

由田氏

友愛會幹部の内にも随分無理がある今朝の如く友愛會に加入しない者も幾んど既章を仰ぐて来るとおふ有標下。

西牧氏

罰は将来の見せめりの爲め行ふのだから詮方ない。

竹内氏

職工規定は彼等の行動が惹いて當面して居る。併し金の問題は何もです。

笹子氏

二万五千円は人々で話してから、解雇手當とか共済會退會費をいかに合算算出する事は出来得ぬ。

中畑氏

其れより其れ金と各々職長仲間と貸して貰ひたいと思はず、因島を立つても、趣意を此の窮状に大部分があり、何んとも此際其れだけ金が必要が急す。結局何の位止まらうか。

笹子氏

前々標下事は商賈も何らない、支出額が多ければ多し程復々禍を惹起すものなり、此度の解雇は全く無意義の事か、狂人の職工から復書が来て居るが徹底的にやらせと云ふもの許りだ。

山崎氏

各部にも其標を復書が来るものが、実は此の事は土生町の早初なる事と思ふ、次々建築するに強強の土生町の爲め、諸君や工場の方角程下すか。

中畑氏

場長の御考は其れが如何程下すか。